

登記事務の停止の解除について

岩手県の施行に係る一関市滝沢地区土地区画整理事業（土地改良事業）について、下記事務停止区域内の不動産に関する換地処分の登記が本年3月6日に完了し、登記事務の停止を解除したのでお知らせします。

令和5年3月6日

盛岡地方法務局

記

管轄登記所 盛岡地方法務局水沢支局

事務停止区域

一関市滝沢

字滝平、宮田、日影、駒場、町田、川原田、芦沢、水口、
大川原、小林、寺田下、寺下、館下。

上記字の各一部